

**情報会館セミナー(サテライト・ゼミ)受講生募集**

☎5月22日(水)~23日(木)、6月11日(火)午前9時~午後5時 場 流通情報会館研修室 関「組織を引っ張る原動力になる!若手リーダー能力向上研修」 副 佐々木 茂さん(株式会社ジャンクシオン代表取締役) 初級管理者向け 定 15人(先着順) 費 29,000円(税込み) 申 4月5日(金)から電話で流通情報会館(☎377-2091)へ (商業金融課 ☎328-2424)

**子育て・教育**

**区役所の保健子ども課に「こども家庭センター」を設置しました**

令和6年4月、児童福祉法が改正されたことから、各区役所保健子ども課内に「こども家庭センター」を設置しました。

妊娠・出産に関することや育児に関するの困りごとなど、ご相談はお住まいの区の「こども家庭センター」へご連絡ください。

各区保健子ども課	連絡先
中央区	☎328-2419
東区	☎367-9134
西区	☎329-1147
南区	☎357-4138
北区	☎272-1128

(こども家庭福祉課 ☎366-3030)  
(こども支援課 ☎328-2158)

**子育てのサポートが必要な方へ**

生後3か月~小学6年生のこどもの保育所や小学校のお迎え、自宅預かりなど子育てのサポートを行っています。利用したい方は講習会1回受講、会員登録が必要です。

場 男女共同参画センターはあもにい 関 市内に住むか勤務・通学する方で、生後3か月~小学6年生の子どもをお持ちの方 費 1時間当たり600円~(依頼会員から協力会員へ直接支払い)

■依頼会員講習会(月に2回程度開催) **無料**

☎4月5日(金)・20日(土)午前10時~11時40分ごろ ※5日(金)は託児あり(要予約、先着順)。申 電話でファミリー・サポート・センター(熊本)(☎345-3011)へ ※要予約。(こども支援課 ☎328-2158)

**児童手当の手続きが必要です**

児童手当を受給している方のうち、次に該当する方は手続きが必要です。  
・公務員として採用された、もしくは公務員を退職した方  
・健康保険証が変わった方  
※会社勤務から別の会社に転職された方等、社会保険間での変更を除きます。  
詳しくは、住んでいる区の保健子ども課にお問い合わせください。  
(こども支援課 ☎328-2158)

**教育委員会会議の傍聴者募集**

☎4月25日(木)午後2時~場 SPring 熊本花畑町7階 定 10人(抽選) 申 当日午後1時半~1時45分に直接会場へ ※審議内容は市ホームページに掲載。※YouTubeでライブ配信を行います。  
(教育政策課 ☎328-2704)

**子ども会活動などに関するお役立ち情報**

市ホームページに、行事の進め方や用具の無料貸し出しなどの情報を掲載しています。子ども会活動や地域の活動などにお役立てください。  
(生涯学習課 ☎328-2736)



**幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費の請求を受け付けます**

関 認可外保育施設、一時預かり事業等の利用料を、上限額(第2号認定子どもは月額37,000円、第3号認定子どもは月額42,000円)の範囲内で支給します 関 施設等利用給付認定第2号または第3号を受けたこども【対象期間】令和6年1月~3月分(令和4年4月~令和5年12月分が未提出の場合はまとめて提出可) 申 4月30日(火)までに、請求書、領収証、提供証明書、振込先口座の通帳の写しを郵送で〒860-8601保育幼稚園課給付班へ ※領収証、提供証明書は施設が発行するもの。  
※請求書はホームページからダウンロード可。  
※過去に無償化に伴う請求をした口座の場合、通帳の写しは省略可。  
詳しくは、市ホームページへ。  
(保育幼稚園課 ☎328-2568)



**ふくし・けんこう**

**後期高齢者医療保険料令和6年度の保険料率について**

●保険料の算定方法  
年間保険料額 限度額80万円 ※1 =

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{(被保険者} \\ \text{1人当たり)} \\ \text{58,000円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{[総所得金額等} \\ \text{-43万円} \\ \text{※2} \\ \text{(基礎控除)]} \\ \times \\ \text{所得割率} \\ \text{10.98\%} \\ \text{※3} \end{matrix}$$

- ※1 令和6年3月31日までに75歳になった被保険者および令和7年3月31日までに障害認定により被保険者になった方は73万円となります。
- ※2 合計所得金額に応じて基礎控除額が次第に減少し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。
- ※3 令和5年の総所得額等から基礎控除額を差し引き、58万円未満の対象者は10.80%となります。

●保険料の軽減措置

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計金額	均等割の軽減額
【基礎控除額※1】以下の世帯	7割
【基礎控除額※1+29.5万×被保険者数】以下の世帯	5割
【基礎控除額※1+54.5万×被保険者数】以下の世帯	2割

- ※1 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に「(給与所得者等の数(※2)-1)×10万円」が加算されます。
- ※2 「給与所得者等の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の方の合計人数です。
- ※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

●保険料の納め方について

特別徴収の方

令和6年4月から年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

普通徴収の方

令和6年7月から納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。  
詳しくは、区役所区民課へ。  
(国保年金課 ☎328-2290)

**生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ**

☎午前8時半~午後5時(土日祝・年末年始除く) 場 各区役所生活自立支援センター(中央・東・南区役所のみ)、出張相談(西・北区役所) 申 電話で各区役所へ(お住まいの区でなくても申し込みできます。)中央・西・北☎328-2795、東☎367-9233、南☎358-5571 関 家計管理がうまくいかず生活が苦しい方、家賃が払えずお困りの方、仕事が見つからない方など ※西区・北区に住んでいる方は、区役所での出張相談を行っています。一度センターまでお電話ください。  
(保護管理援護課 ☎328-2299)

**生活保護の申請は国民の権利です**

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにお近くの区役所保護課までご相談ください。

生活保護は、生活困窮状態に陥り、自分の力で生計を維持できない人に対して、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的とした制度であり、その申請は国民の権利です。  
(保護管理援護課 ☎328-2299)

**75歳になる方へ**

75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」へ移行します。そのため、次の①~③にご注意ください。

【国民健康保険制度について】

- ①後期高齢者医療制度に移行する年度は、「国民健康保険料」の年金天引きができません。令和6年度の国民健康保険料の納付方法は、6月中旬にお送りする納付通知書(詳しくは、通知書6ページの【後期高齢者医療制度へ移行される方へ】)をご覧ください。

【後期高齢者医療制度について】

- ②75歳の誕生月の前月中旬に後期高齢者医療被保険者証を簡易書留郵便で送付します。届いた後期高齢者医療被保険者証は誕生日から使用できます。また、後期高齢者医療被保険者証は毎年8月に更新します。
- ③「後期高齢者医療保険料」の納付通知書は、75歳到達月の翌月中旬に送付します(4月または5月が誕生月の方は7月に一斉送付)。保険料は、後期高齢者医療制度に移行後、一定期間を過ぎると年金天引きとなります。年金天引きが開始されるまでの間は、納付書または口座振替で保険料をお支払いいただきます。口座振替希望の場合は、金融機関または各区役所・各総合出張所でお手続きをお願いします。  
(国保年金課 ☎328-2290)

**骨髄等移植のドナーの方に助成します**

日本骨髄バンクを介して、ドナーとなった方に助成金を交付します。白血病などの治療法のひとつとして、健康な方の骨髄や末梢血幹細胞を移植する方法があります。皆様のご協力をお願いします。詳しくは、市ホームページへ。  
(医療対策課 ☎364-3186)



**パブリックコメント結果公表**

**熊本市下水道浸水対策計画2023(素案)**

担当課 河川課(☎328-2571)  
閲覧期間 3月8日(金)~4月8日(月)

**第2次熊本市生物多様性戦略(素案)**

担当課 環境政策課(☎328-2427)  
閲覧期間 3月21日(木)~4月22日(月)

**熊本市観光マーケティング戦略(素案)**

担当課 観光政策課(☎328-2393)  
閲覧期間 3月21日(木)~4月22日(月)

**第2期熊本市国際戦略(素案)**

担当課 国際課(☎328-2070)  
閲覧期間 3月21日(木)~4月22日(月)

**熊本市第8次総合計画(素案)**

担当課 政策企画課(☎328-2035)  
閲覧期間 3月21日(木)~4月22日(月)

**第2次熊本市男女共同参画基本計画改訂版(素案)**

担当課 男女共同参画課(☎328-2262)  
閲覧期間 3月21日(木)~4月22日(月)

**第2次熊本市人権教育・啓発基本計画改訂版(素案)**

担当課 人権政策課(☎328-2333)  
閲覧期間 3月21日(木)~4月22日(月)

**第2次熊本市生涯学習推進計画(素案)**

担当課 生涯学習課(☎328-2736)  
閲覧期間 3月21日(木)~4月22日(月)

**熊本市感染症予防計画(素案)**

担当課 健康危機管理課(☎364-3311)  
閲覧期間 3月26日(火)~4月25日(木)

**くまもとDXアクションプラン(素案)**

担当課 情報政策課(☎328-2057)  
閲覧期間 3月21日(木)~4月22日(月)

閲覧場所 担当課、区役所、市ホームページなど

